

## 「体育学研究」投稿規程

1. 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）定款第4条（3）に定められた学会誌（「体育学研究」）発行の事業を行うため、この規程を設ける。
2. 「体育学研究」（以下「本誌」という）への投稿は、筆頭著者が本学会会員に限る。ただし、「体育学研究」編集委員会（以下「本委員会」という）は、本学会の会員と非会員とを問わず論文を依頼することができる。（論文の掲載費用については第20条を参照）
3. 論文の種類は総説、原著論文、実践研究、事例報告、研究資料、書評、内外の研究動向、研究上の問題提起、論評のいずれかとする。投稿論文は体育学研究領域における完結した未発表のものであり、学術誌等に未掲載のもの、投稿中でないものに限る。ただし、日本体育・スポーツ・健康学会大会等における発表やその資料の内容を充実させた論文、学位論文の研究成果のうち学術誌等で未発表の内容をまとめた論文、あるいは各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文は、投稿することができる。なお、研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文については、助成主宰団体が学術誌等への投稿を認めていること、かつ助成金の交付を受けた研究の報告書が作成されていても査読を受けたものでないことを条件とする。
4. 第3条で規定する論文の他に、「International Journal of Sport and Health Science」に掲載されたものについては、以下に示す要件を満たした場合、二次出版（secondary publication）として認める。なお、ここでいう二次出版とは、「International Journal of Sport and Health Science」に掲載された英文論文を、「体育学研究」に和文論文として投稿し、掲載されることである。
  - 2) 投稿に際して、双方の編集委員会の許可を得ること。
  - 3) オリジナルとなる英文論文がJ-Stage上の「International Journal of Sport and Health Science」に、オンラインによる早期公開されてから1週間以上経過してからの投稿であること。
  - 4) 初出版論文の目的や結果、考察が正確に反映されていること。
  - 5) 二次出版論文のタイトルページの脚注には、オリジナルとなる英文論文の著者、タイトルなどの文献情報を詳細に記載すること。なお、二次出版の対象論文は「International Journal of Sport and Health Science」が初版（2003年3月以降）されてからのもの全てを対象とする。
5. 投稿論文における使用言語は日本語とし、計量単位は原則として国際単位系（SI）とする。
6. 投稿論文の原稿はワードプロセッサで作成するものとし、A4判横書き、原則として、全角40字30行のページ設定とする。原稿は、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。
7. 投稿論文原稿の規定ページ数は次の通りとする。図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）を含める原稿は、第8条に基づいて、図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）を文字数に換算する。原稿分量の計算式は、投稿の手引きを参照のこと。なお、査読における修正変更により、受理後に印刷規定ページ数を超える場合には、超過掲載に要する費用は投稿者が負担する。
  - 2) 原著論文、実践研究、事例報告、研究資料については、本文、注記、文献表、図表を含め25頁以内とする。

- 3) 総説については、本文、注記、文献表、図表を含め 30 頁以内とする。
- 4) 書評、内外の研究動向、研究上の問題提起、論評については、本文、注記、文献表、図表を含め 7.5 頁以内とする。
- 5) 題目、著者名、所属機関、キーワード、英文抄録およびその和訳については、上記の文字数の上限に含めない。
8. 投稿時の図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）は、原則として、その大きさが刷り上りと同様になるように作成し、動画が冊子上で印刷される場合は、最初の画面が図表として扱われる。図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）の作成については、投稿の手引きを参照のこと。
  - 2) 図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）を刷り上り紙面のサイズ（B5）にまとめた場合、4 ページ以内とする。ただし、研究資料の場合は 6 ページ以内とする。
  - 3) 図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）が 1 ページに満たない（空白がある）場合も含めて、1 ページあたり全角 1800 文字に換算する。
  - 4) 図表やその他の資料（付録などを含む）は白黒を原則とし、カラー図表、動画、写真、その他のカラー資料（付録などを含む）の掲載など特別の費用を要した場合には、その超過分を投稿者が負担する。
9. 図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）には、それぞれに通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）の挿入箇所は、本文中にそれぞれの番号を明記する。
10. 本文中での文献の記載は、原則として著者・出版年方式（author-date method）とする。また文献リストは、本文の最後に著者名のアルファベット順に一括する。引用および注記の方法は、原則として、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従う。
11. 総説、原著論文、実践研究、事例報告、研究資料の原稿には、英語による 400 語以内の抄録を添える。同時に、英文抄録の和訳文を添付する。
12. 投稿論文のページには通し番号をつける。
13. 論文の作成に際して、被験者や被験動物の取り扱いについては、本学会の総会で採択した「研究者の倫理について（覚書）」を参照し、人権擁護・動物愛護の立場から十分注意するとともに、実際に配慮した点を論文中に明記する。
14. 公平な審査を期するため、謝辞および付記等は論文の受理後に書き加える。
15. 論文の投稿は、オンライン電子投稿とし、随時受け付ける。
16. 論文は本委員会による審査を受けるものとする。論文の掲載可否および掲載時期は、本委員会において決定する。
17. 投稿論文はオンライン受付日を論文の受付日とし、本委員会による掲載決定後、オンライン採択日を受理日とする。受理された論文は、本委員会が訂正を要求した箇所以外に、本委員会の承認なしに変更を加えてはならない。
18. 本委員会より訂正を求められた論文は 75 日以内に再提出することとする。
19. 本委員会において掲載が承認された論文は、電子ジャーナルとして公開された後、冊子として刊行される。
20. 電子ジャーナルおよび冊子に掲載が承認された投稿論文の著者が本学会会員の場合は、第 7 条第 1 項、第 8 条第 4 項を除いて、掲載に必要な費用を無料とする。
  - 2) 著者に非会員が含まれる場合は、投稿者が掲載に必要な経費を負担する。
  - 3) 掲載に必要な経費の負担については、本委員会が別に定める「論文掲載費の算出方法」

による。

- 4) 本委員会が投稿を依頼した論文の掲載費用は無料とする。
21. 公開される論文の著者校正は1回とする。著者校正の際、印刷上の誤り以外の字句の修正や、投稿原稿にない字句の挿入および図表、動画、写真、その他の資料（付録などを含む）の修正は認められない。
22. 冊子における論文の別刷を希望する投稿者は、著者校正の際に必要な部数を印刷会社に連絡する。ただし、この場合の経費は投稿者の負担とする。
23. 本誌に掲載された論文の著作権の一切（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本学会に帰属又は譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
24. この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

（注）上記のほか、詳しくは「投稿の手引き」を参照のこと。「投稿の手引き」は日本体育・スポーツ・健康学会ウェブサイト（<http://taiiku-gakkai.or.jp>）に常時掲載されています。

#### 附則

1. この規程は、2018年6月16日から施行する。
2. この規程は、2020年10月17日から施行する。
3. この規程は、2021年4月1日から施行する。